

# トフォメーション

## 11月は、労働保険適用促進強化期間です！

事業主の皆さん、労働保険の加入はお済みですか。

労働保険に加入して、従業員の方々が安心して働く職場にしましょう。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務づけられています。

### お問い合わせ先

**厚生労働省北海道労働局**

総務部労働保険徴収課

電話 011-709-2311

稚内労働基準監督署・

公共職業安定所

電話 0162-23-3833

## 獵銃誤射事故にご注意ください！

10月16日に、喜茂別町の川で釣りをしていた人が鹿と間違われて、ハンターに撃たれるという事案が発生しています。

秋も深まり、紅葉を見に山へ行かれる方も多いと思われますが、その際はぜひ蛍光色など目立つ明るい色の服を着て、他者から識別されやすくするなどの予防策をとってください。

また、全道的に熊の目撃情報が増えており、熊との遭遇にもくれぐれもご注意ください。

なお、山や森林によっては管理権などにより立入禁止の場所もありますので、お近くの森林管理署などにご確認ください。

**天塩警察署 電話 2-2110**

## 11月12日～25日 女性に対する暴力をなくす運動

毎年、11月12日～25日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間としています。

配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為や人身取引等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許される行為ではありません。

たとえ、配偶者、パートナーからの暴力でも犯罪です。

配偶者等から

- ・殴る、蹴る、突き飛ばす
- ・生活費を渡さない
- ・人前でバカにする、ののしる
- ・交友関係や電話、メールを監視する
- ・長時間、無視する
- ・嫌がっているのに性行為を強要する
- などの行為は暴力であり、それがドメスティック・バイオレンス(DV)です。

一人で悩まずに、まずは最寄りの相談窓口に相談してください。

### ◆女性相談援助センター

電話 011-666-9955

### ◆宗谷総合振興局

配偶者暴力相談支援センター

電話 0162-33-3399

### ◆天塩警察署

電話 2-2110

## 国の教育ローン (日本政策金融公庫国民生活事業) のご案内

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした、公的な融資制度です。

### 【融資額】

学生・生徒一人あたり300万円以内

### 【利率】 年2.85%

(固定金利、平成23年10月1日現在)

※母子家庭の方の利率は年2.45%

### 【返済期間】 15年以内

※交通遺児家庭または母子家庭の方については18年以内

### 【使いみち】

入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

### 【返済方法】

毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

※東日本大震災により被害を受けた皆様に「災害特例措置」を実施しています。

詳しくは、教育ローンコールセンターまでお問い合わせください。

0570-008656(ナビダイヤル)

または03-5321-8656